

公益財団法人三重ボランティア基金
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人三重ボランティア基金定款（以下「定款」という。）第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬は、定款第14条及び第28条に定めるとおり無報酬とする。

2 定款第28条に定めるとおり、監事が、会計士、税理士資格を保有する場合は、監事監査1回につき10,000円を支給するものとする。

3 役員及び評議員の旅費は、「三重ボランティア基金旅費規程」に従い支給するものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会において決議をするものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。